

あのか台地区地区計画について

名 称	あのか台地区地区計画
位 置	津市あのか台一丁目、あのか台二丁目、あのか台四丁目、あのか台五丁目、大里小野田町、大里睦合町及び河芸町南黒田地内
面 積	約121.5ha

地区計画の目標 当地区は、伊勢鉄道河芸駅の西約2.0kmに位置し、当地区を含む中勢北部サイエンスシティは、「働き、住み、憩う」をコンセプトとして整備した総合的な産業団地であり、そのコンセプトに基づき土地利用の整序をすべく、産業系、住宅、公園の3つのゾーンに区域分けを行ったなかで、当地区は産業系ゾーンとして位置づけ、良好な産業団地を形成する地区である。

そこで、地区計画の策定により、今後も土地利用の混在を防止し、将来にわたる良好な産業団地の環境を形成することを目標とする。

土地利用の方針 産業系の立地を目的とする当地区について、目的外となる施設の立地を制限し、今後も継続して産業団地としての土地利用を図る。

建築物等の整備方針 建築物の用途の制限を定め、良好な産業団地の環境の形成を図る。

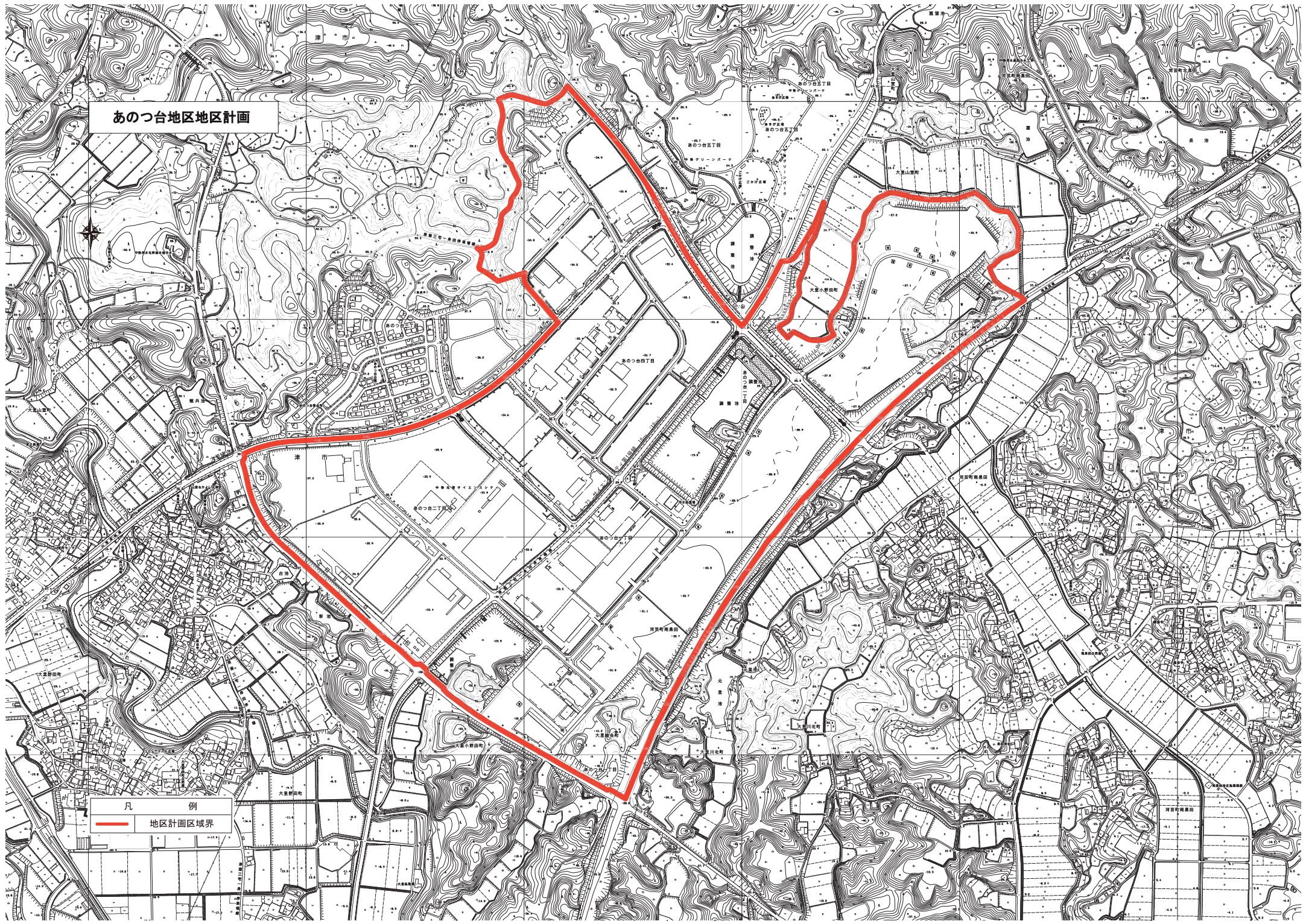
建築物等に関する事項

建築物等の用途の制限（建築してはならない建築物）

次の各号の建築物は、建築してはならない。

- 1) 住宅
- 2) 建築基準法別表第二（い）項第二号に掲げる建築物
- 3) 共同住宅、長屋、寄宿舍（研修用宿泊施設、仮眠施設を除く。）又は下宿
- 4) 建築基準法別表第二（に）項第三号に掲げる建築物
- 5) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 6) カラオケボックスその他これに類するもの
- 7) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
- 8) キャバレー、料理店、ナイトクラブその他これらに類するもの

あがつ台地区地区計画



凡

例

— 地区計画区域界